

薬生食輸発1012第1号
令和4年10月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産生食用アカガイの取扱いについて

今般、輸入時のモニタリング検査において、下記の製造者が製造した韓国産生食用アカガイから腸炎ビブリオを検出したことから、当該製造者が製造した生食用アカガイが輸入届出された場合には、貨物保留の上、輸入者に対し、腸炎ビブリオに係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。

記

DONG RIM CO.,LTD.